

# NEWS 88

～ 再犯防止施策の流れ(後編) ～



## 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行から現在まで

平成28年

「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」制定・施行

国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止推進法第4条には、**国や地方公共団体に再犯の防止等に関する施策を策定・実施する責務が明示**されております。

同法第7条には国に再犯防止推進計画を策定する義務を、同法第8条には、**都道府県及び市町村に地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が明示**されております。

このように再犯防止推進法には、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的にかつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としております。

また、再犯防止の取り組みは、今、話題の「**持続可能な開発目標（SDGs）**」にうたわれている「**誰一人取り残さない**」の社会理念に合致する国際社会が目指す方向に沿った取組でもあります。



平成29年

「再犯防止推進計画」閣議決定

この計画は、再犯防止推進法第7条に基づき策定され、計画には5つの基本方針、7つの重点課題が定められており、115の具体的な施策が盛り込まれております。

犯罪をした者等の**立ち直りを支えるために、地域の皆様の御理解と御協力が必要不可欠**であり、国と地域との連携を強化していくことが課題の1つとして挙げられております。

### 【 刑務所等での指導・支援】

- 刑務作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの防止指導
- 就労支援
- 福祉等へつなぐための支援



### 【 地域の支援】

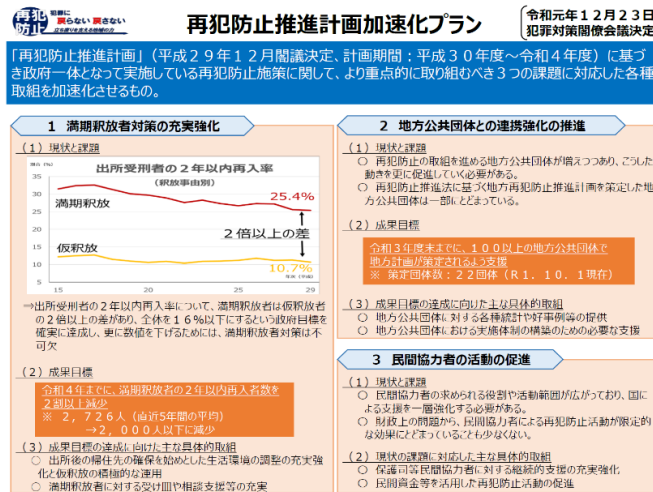


# 令和元年

犯罪対策閣僚会議において、

## 「再犯防止推進計画加速化プラン」閣議決定

このプランは、再犯防止推進計画の中の再犯防止施策のうち、より**重点的に取り組むべき3つの課題**に対応した各種取組を加速させることを目標にしたものとなっております。



### 1 満期釈放者対策の充実強化

成果目標：令和4年までに満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少

⇒ 2000人以下に減少が目標：2114人（平成30年出所者）**もう少し！！**

### 2 地方公共団体との連携強化

※出典「令和2年版再犯防止推進白書」

成果目標：令和3年度末までに100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるように支援

⇒ 策定団体数：**188団体**（令和3年4月1日現在（速報値））**達成！！**

### 3 民間協力者の活動の促進

※法務省調べ

具体的な取組：①保護司等の民間協力者に対する継続的支援の充実強化

②民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

**目標達成状況**

再犯防止施策の流れについて、前編・後編に分けて説明させていただきました。御覧のように各種成果目標について、着実に達成している状況にあります。これは国の取組だけでなく、地方公共団体や民間協力者、国民の皆様が再犯防止について理解をした上で多くの御協力をしていただいている結果ではないでしょうか。

これからも、高松矯正管区更生支援企画課は、再犯防止を推進するために、地方公共団体との連携強化や、民間協力者の活動促進への援助、国民の皆様への広報・啓発を進めていきたいと考えております。

再犯防止に関して、御不明な点等ございましたら、当課が窓口となっておりますので、遠慮なく御相談ください。今後とも再犯防止に関して御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 【問合せ先】

法務省高松矯正管区更生支援企画課

〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎

TEL: 087-822-4460

